

人事院公示第 8 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 21 年人事院公示第 8 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 1 8 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項及び人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 4 1 条第 1 項の規定に基づき、 <u>国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）</u> 、 <u>人事院規則 8—1 2</u> 、 <u>人事院規則 8—1 2—8（人事院規則 8—1 2（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）</u> 及び人事院規則 8—1 8（採用試験）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項及び人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 4 1 条第 1 項の規定に基づき、 <u>国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）</u> 、 <u>人事院規則 1—6 2（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）</u> 、 <u>人事院規則 8—1 2</u> 、 <u>人事院規則 8—1 2—8（人事院規則 8—1 2（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）</u> 及び人事院規則 8—1 8（採

<p>1 (略)</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 人事院規則 8—1 2 に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>第 3 2 条第 3 号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている<u>者</u>について定めること。</p> <p>(26)～(32) (略)</p> <p>二の二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>用試験) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一 (略)</p> <p><u>一の二 人事院規則 1—6 2 (国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則) 附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、選考による採用について協議に应ずること。</u></p> <p>二 人事院規則 8—1 2 に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>第 3 2 条第 1 項第 1 号</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている<u>場合</u>について定めること。</p> <p>(26)～(32) (略)</p> <p>二の二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を発生する。